

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第14号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月5日 16時40分ごろ	
発生場所	関門港西山区 山口県下関市下関荒田防波堤灯台から真方位355° 1,000m付近 (概位 北緯33° 56.1' 東経130° 53.8')	
事故等調査の経過	平成23年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第参拾^{きよくよう}旭洋丸、468トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134555、旭洋海運株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、四級海技士（航海）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船底に擦過傷</p>	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、関門港西山区の彦島精錬所専用岸壁で離岸作業中、平成22年11月5日16時40分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波 ほとんどなし、潮汐 上げ潮の中央期、満潮時刻 20時00分ごろ</p>	
その他の事項	<p>本船の喫水は、本事故当時、船首約3.62m、船尾約4.72mであった。</p> <p>本事故発生場所付近の水深は、約4.5mであった。</p> <p>船長は、ふだん海図に記載されていない浅所に注意し、満潮時に出入航するようにしていた。また、船長は、本事故当時、潮汐を調べ、満潮時刻を知っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、関門港西山区の岸壁で離岸作業中、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、上げ潮の中央期だったことから、出航できるものと思い込み、満潮時を待たずに出航し、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、関門港西山区の岸壁で離岸作業中、船長が、上げ潮の中央期であったことから、出航できるものと思い込んでいたため、満潮時を待たずに出航し、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	